

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 おはようございます。長妻昭です。よろしくお願いをいたします。

外国国章損壊罪はあるにもかかわらず、日本国旗は損壊しても野放しになっているのではないかとということが言われておりますけれども、日本国旗についても、最高三年の拘禁刑である器物損壊罪が既にございます。今回の法案の立法事実について、法案提出者からの説明で、過去の日本国旗損壊の四事例が提示されました。しかし、いずれも器物損壊罪で既に逮捕されている事件でした。一方で、自己所有の国旗に対しての罪はないのではないかと指摘がありますが、これは外国国章損壊罪においても同様です。

国民の身体を拘束する新たな刑事罰を創設するときには、客観的な立法事実など、必要不可欠であるとの相当の理由が必要です。刑事罰を科す法案の審議においては、これまで具体的な立法事実が示されてきました。立法事実とは、ある法が存在する合理性の根拠となる社会的事実です。今回、

予防的立法事実という答弁を始め、通常の刑事罰を伴う法案の審議とは異なり、非常に曖昧模糊とした説明しか返ってきません。刑事罰という重い法案を審議する国会としては、慎重にならざるを得ないのは当然です。

それでは、質問をいたします。

例えば国旗を隠すという行為は、本法案で適用されるのでしょうか。

○勝目議員 お答えを申し上げます。

本法案におけます構成要件は、累次御答弁を申し上げておりますとおり、人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法によって、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者ということになってございます。

先生御指摘の行為がこれら構成要件に該当するような場合には対象となるわけでありますけれども、隠すということがこの要件に該当するかどうかというのは、これは、それぞれの個別の態様等によって違うわけでありますから、個々の事例について申し上げることは立法者としては難しいわけでございますけれども、まさに構成要件該当性というものは外形的に判断をされるということでございます。

○長妻委員 訳が分かりません。

では、例えば、国旗を見えない場所に移動させる、これはいかがですか。

○勝目議員 掲揚されている国旗を別のところに持っていく、隠すということになりますと、それは除去に当たるということでございます。ですので、ほかの構成要件と併せ持つてそこは判断をさ

れるということであります。

○長妻委員 私が心配しますのは、やはり萎縮効果ということが出てくるのではないかとということなんです。国への批判をちゅうちよする空気、そして、例えば、ワールドカップなどで顔にペイントしますね、国旗なんかを。これはもちろん取締りの対象じゃないとは思いますが、こういうものについても、もしかしたらということ、萎縮効果が起こってくるのではないかと。そういう意味では、国旗への親しみというよりは、恐れ多いもので、余り気軽に使わない方がいいんじゃないのかという、かえって国旗を遠ざけることにならないうこと、これも私は心配をしております。

そして、これも多くの専門家から指摘されるんですが、近代美術とか芸術について、展示する場合、この展示する主催者が法律相談をした場合、やはり、こういう法律があるから、念のため、やめておいた方がいい、よく分からないからやめておこう、国旗を使った芸術展示は。そういうような萎縮効果が相当出てくるのではないかと危惧するんですが、これは大丈夫なんでしょうか。

○勝目議員 この間、るる答弁を申し上げておりますとおり、今回のこの法案というものは、表現の内容に対する規制ではないということでございます。したがって、あくまで外形的、客観的に判断される構成要件への該当性というものが問われるということでございますので、そういったことに当たるといふのかということでありますから、そこは、それこそ、今ほど委員が例示と

して挙げられた、顔に描いたペイントというようなことがありましたけれども、あくまで、この国旗というものが、法律に定められる、国旗として用いられると社会通念上認められる有体物ということで、ここはやはり刑事法規でありますから、対象を明確に記載をさせていただいているところでありますので、そういったところの、そこ、疑義というのはないだろうというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、あくまで表現内容に対する規制ではないということは国民の皆様にも是非広く知っていただいた上で、今回の国旗損壊罪の法案の内容を御理解いただけるように、法律が成立をいたしましたならば、該当省庁、政府において、そこはしっかり対応していただきたいと思います。

○長妻委員 これまでのるる質疑の中で、非常にこの構成要件が曖昧であるということで、今回、唐突に出てきたわけですから、萎縮効果は否めない、非常にそれを危惧するものであります。

そして、もう一つは、拡大解釈や、今後、法律が、どんどんどんどん対象が拡大していく、まあ検討事項も入っております。そこら辺の懸念というのもあるわけございまして、今ここで議論している法案というのは、もちろん現行犯逮捕も可能だ、時と場合によつては。一般人も現行犯逮捕できるということでございます。その前提として、一般人、一般の方から通報があれば警察が駆けつけるということになりまして、これも非常に萎縮効果というののも出てくるのではないか、あるいは

相互監視ということも出てくるのではないかと。

昨日、大学の先生始め、参考人の方の御意見をお伺いしました。ある方は、社会の分断を防止するためにこの法律が必要だ、こういうふうにおっしゃっておられたんですが、私は、逆に、これは社会の分断を生んでしまうのではないかとという危惧も持っているんです。事実、今、この法案はリトマス試験紙であるという言質が流布されております、この法案に慎重な立場、あるいは反対する人たちは、国旗を損壊したい、反目である、こういうような言質も流布されております、非常に社会がむしろ分断されるのではないかと。

もちろん、この法案に慎重な立場の方々というのは、何か国旗を損壊したいからこの法律ができたら都合が悪い、こういう方ではなくて、先ほど申し上げましたように、刑法、国民の皆さんに刑罰を科すときの構成要件等々の疑問について、ほかの法律、器物損壊罪があるにもかかわらず、なぜこの法案なのか、こういうような疑問についての慎重意見ということにもかかわらず、そういうような事態になるというのは、大変これはゆゆしきことだなというふうに思います。

同調圧力が日本は非常に強い国でございますので、こういう、今私が申し上げたような懸念というの、これは大丈夫なんでしょうか。

○勝目議員 今回のこの法案は、先ほど来申し上げておりますように、表現の内容に立ち入る、内心に立ち入るというものではないわけでありまして、そして、その構成要件というものを定めつつ、という、それは外形的、客観的に判断をされると

いうことでありますから、そういったところをしっかりと御理解いただく中で、そういった萎縮効果を生まないようにしていく配慮が必要だろうというふうに思っております。

これはまさに刑事法規でありますから、今回の件について、立法事実であるとか保護法益であるとか内心の自由との関係はどうなんだ、こういう御指摘をいただくわけですが、これは、刑事法規における質疑として、そこは当然あるべきものであろうというふうに思っておりますので、そうした質疑を通じて、そういった私どもの考え方を明確にお示しをさせていただきたいと思っております。

○長妻委員 今申し上げた懸念が払拭される答弁とは思えないんですね。

幾つか新聞記事があるんですが、これは一九三八年五月十日の夕刊、読売新聞の記事であります。対米戦争の三年前でございます。これは、過去の日本も、今回と同じような動き、ムーブメントが出てきた時代があったんですね。このタイトルは、「白地に赤き純潔の『日の丸』を守れ！ 国旗冒読者が意外に多いと県が検閲標準を定む」「精神総動員へ」ということで、当時、国民精神総動員というところで運動があったというふうに聞いております。日中戦争が始まった一九三七年頃から、日の丸は戦意高揚のためのシンボルの及び国民統合の装置としての役割を担うようになった、日の丸への落書きが禁じられるなど、日の丸に権威を持たせるための動きというようなことでございました。

過去、日本では、一方的な空気がつくり上げられて極端な方向に一気に動いたという大変苦い歴史の教訓がございます。暗い時代が来ないようにするために私たち国会議員の責任は大きいということを感じて肝に銘じなければならぬというふうに感じているわけで、その中で、今回の質疑を慎重にしているということでもあります。

もう一つ、先日の質疑の中で、法案提出者の中から、この立法事実について、昨今の御時世に鑑みて社会的法益を守っていく、こういう御答弁があったんですが、昨今の御時世というのはどんな御時世でございましょうか。

○**勝目議員** 私自身がその答弁をしたわけではありませんが、一言一句正確にということにはなかなか難しゅうございますが、ただ、私が理解するところでは、やはり、今、SNSの発展というもの、あるいは普及というものの、これがかつてとは比べ物にならない、著しく広がっているわけがあります。そうした中で、世界的な、国際的な動き、日本の国外も含めて、様々な情報をリアルタイムで、あるいはそれに近い形で目にするということが日常的に起こっているわけがあります。しかもまた、アテンションエコノミーなどという言葉もあります、過激であればあるほど耳目を集めるというようなこともあります。場合によつたら、それが収益化の種になっているというようにすることもあるわけがあります。

こうしたことが与える影響というものの、これは非常に重く受け止めないといけないのではないのかという中で、国旗を損壊等する事案の発生を将来

に向かって抑止をする必要があるのではないのか、こういうことを立法事実の一つとして考えているところでもあります。

そして、先般、委員を始め、御指摘を賜りまして、私どもの方でも確認をさせていただきまして、けれども、現に、国旗を損壊をしている、燃やすといったような、こういうものが、SNS上、インターネット上、見れる状態にあるということ、これは確かでありますから、そういうことを総じて、昨今の御時世という答弁になったんだと認識をしております。

○**長妻委員** もう一つは、国旗へのマジックでの書き込みというのはどういう判断ですか。

○**勝目議員** 先ほど来繰り返し返しの答弁になりましたが、恐縮でございますが、今回の法案の構成要件というものが、あくまで著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法ということになっておりまして、その内容というものは問わないということになっているわけでございます。

したがいまして、この構成要件に該当するかしないかというところが判断基準になるところでございます。

その意味で、マジックであるから、すべからず、あらゆるものが対象外だということにはならないんだろうとは思いますが、そうした中で具体の判断がなされるということだと思っております。

○**長妻委員** これは、この後、後藤委員もやられると思いますけれども。

そうすると、今回の法案の骨子を拝見しますと、

人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法ということが書いてありますけれども、不快、嫌悪、これは人によっても相当違うと思うんですが、一般通常人というふうにおっしゃっておりますけれども、これは相場観として、普通の国民の皆さんの大体何割ぐらいがこういう感情を持つ、半分以上が持つ場合とか、どのぐらいの程度を想定されておられるんですか。

○**勝目議員** 一般的に考えて、合理的な範囲でということであろうと思います。

したがいまして、相応の割合の方がそういうことを感じるといことなんだろうと思っております。

○**長妻委員** そうすると、どのぐらいなんですかね。六、七割とか、半分とか。半分の方はそうではないと思っても、これでいつてしまうのか。

どのぐらいの割合、これは非常に抽象的なんですかね、構成要件が。不快とか嫌悪というのは、一般通常人といつても、誰が一般通常人なのか。我こそが一般通常人だということ判断されては困るわけですね、その人の思いですから。

これは全体でいうと大体、相場観として、どのぐらいの程度なんですか、割合でいうと。

○**勝目議員** これは、現実問題としてカウント、数を数えるというのは難しいという制約がある中ではありますけれども、そうした中であつて、これまで、こうした一般通常人を起点とした規定ぶりというのがストーリー規制法であるとか軽犯罪法とかであるわけでありまして、そうしたところ踏まえてということだと思っております。

○長妻委員 これは、ストーカー規制法とか軽犯罪法では政治的表現というのではないわけです。今回は政治的表現を含むものでございますので、不快又は嫌悪という曖昧な形で刑罰を科すというのは非常に慎重にならなきゃいけないと思います。

私自身も国旗を前にすると厳粛な気持ちになりますし、国旗が何か汚されたら不快になるというのは当然の気持ちだと思っんですね。私もそうです。

しかし、やはり、国会の場ですから、国民全体に与える影響とか過去の歴史の教訓というのもちっと踏まえなきゃいけない。私たちは、本当に暗い時代にしないように我々国会議員としての責務をきちっと果たすということが必要だと思えますので、それを踏まえて行動いただければというふうに思います。よろしくお願いします。